

学会賞表彰規程細則

第1条 本細則は表彰規程の円滑な運用を図るために定める。

第2条 「学術賞」、「奨励賞」の選考対象は、表彰を行う前年度の12月末日から遡及して2年以内に刊行された研究業績とする。「学会誌賞」の選考対象は、『農業経済研究』の場合、表彰を行う年度の前々年度第4号から前年度第3号までに掲載された論文とし、『Japanese Journal of Agricultural Economics』の場合、表彰を行う年度の前々年度の論文とする。

2. 「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」の選考対象には共同研究（共著）を含む。ただし共同研究が授賞の対象となる場合は、規程第2条の授賞対象の人数としては1名と数える。

「ポスター賞」の選考対象には共同研究を含めるが、授賞対象者は筆頭報告者1名とする。

第3条 「学術賞」・「奨励賞」における規程第2条の本学会在籍期間、及び「奨励賞」における規程第2条の年齢は、表彰前年の12月末日で数える。

2. 「ポスター賞」における規程第2条の年齢は、ポスター報告の実施日で数える。

第4条 会員による「学術賞」及び「奨励賞」の候補者の推薦期日は表彰前年の12月末日とする。

第5条 「学術賞」、「奨励賞」の推薦者は、推薦状とともに、被推薦者の主要業績一覧、履歴書、対象となる研究業績7部とその要旨（2,000字以内）を総務担当副会長に提出しなければならない。共同研究（共著論文）の場合は、推薦状に、共同研究者全員の氏名・所属、生年月日、年齢、会員期間（表彰前年12月末現在）、および選考対象業績における共同研究者それぞれの役割と貢献を明記すること。

第6条 学術賞・奨励賞選考委員会は、必要に応じ会員の中から選考に関する助言を求めることができる。

第7条 「学術賞」、「奨励賞」、「学会誌賞」の決定は、理事会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第8条 「学術賞」、「奨励賞」、及び「学会誌賞」の副賞は金一封とし、「学術賞」は一件5万円、「奨励賞」及び「学会誌賞」は一件3万円とする。「ポスター賞」の副賞は記念品と

する。

第9条 「学術賞」、「奨励賞」に関する事務は、学会賞・国内学術交流担当常務理事が担当する。「学会誌賞」に関する事務は、和文誌編集担当常務理事が担当する。ポスター賞に関する事務は、企画担当常務理事が担当する。

第10条 「ポスター賞」表彰規程の細則については、別に定める。

第11条 本細則の改正は理事会で決定する。

附則

本細則は2002年3月29日から施行する。

附則

本細則は2010年3月27日から施行する。

附則

本細則は2016年3月28日から施行する。

附則

本細則は2022年3月13日から施行する。